

ワケルくんもったいないマルシェ利用規約

仙台市

「ワケルくんもったいないマルシェ」（以下「本サービス」という。）とは、仙台市内に店舗などの事業所を有する食品の販売及び製造を行う事業者（以下「事業者」という。）において発生する食品ロスの削減を目的として、仙台市（以下「本市」という。）が提供するサービスです。

この利用規約（以下「本規約」という。）は、本市が本サービスを事業者にご利用させていただくための条件を定めるものです。

本サービスを利用する場合は、本規約への同意が必要となります。

第1条（適用）

本規約は、利用登録をした事業者（以下「登録事業者」という。）と本市との間の本サービスに関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条（登録事業者）

登録事業者は、以下の各号に挙げる条件を全て満たす事業者とします。

- 1 暴力団員による不当な行為・防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成二十五年仙台市条例第二十九号）第二条第三号に規定する暴力団員等を含む）又はその統制下にある個人若しくは団体（以下「暴力団等」という。）に該当しないこと。
- 2 市税の滞納がないこと及び申告義務を有する者は、申告を行っていること。
- 3 食品衛生法に基づく営業許可又は営業届出を必要とする業種は、仙台市保健所の営業許可を取得している又は仙台市保健所に営業届出を行っていること。
- 4 前3号に関して本市が本サービスを提供するために必要な限度で、調査することに同意すること。
- 5 第1号から第3号に掲げるもののほか、本サービスの趣旨・目的に照らして適当でないと本市が判断する者に該当しないこと。

第3条（利用登録）

- 1 事業者は本市が定める方法によって利用登録を申請し、本市がこれを承認することによって利用登録が完了するものとします。
- 2 本市は、本サービスの利用を希望する事業者以下に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことができるものとします。
 - (1) 利用登録の申請に際し虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 過去に本サービスの利用登録を抹消されたことがある事業者である場合
 - (3) その他、本市が利用登録を承認することが相当でないと判断した場合
- 3 事業者が本サービスの利用登録を申請した場合、本市のホームページ等へ店舗情報を掲載する

ことに同意したとみなすものとします。

第4条（ユーザーID及びパスワードの管理）

- 1 登録事業者は、自己の責任において、本サービスのユーザーID及びパスワードを適切に管理するものとします。
- 2 登録事業者は、いかなる場合にも、ユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。

第5条（禁止事項）

登録事業者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号の行為をしてはなりません。

- 1 法令、条例または公序良俗に反する行為。
- 2 暴力団等に対して直接または間接に利益を供与する行為。
- 3 本サービスで知り得た利用者の情報等を、本サービスと関係のない宣伝、広告、勧誘又は営業などに用いる行為。
- 4 その他、本市が不適切と判断する行為。

第6条（出品できる商品）

出品できる商品については、以下の各号の基準に該当するものとします。

- 1 食品ロスの削減に寄与できると認められる商品。
- 2 食品衛生法や食品表示法などの関連法令に抵触することがなく、食品の安全衛生上問題のない商品。

第7条（適正なサービスの利用）

登録事業者は本サービスを利用するにあたり、以下の事項を遵守し、適正な利用を行わなければなりません。

- 1 出品商品が食品ロス削減に貢献する商品であることが分かるよう、出品説明欄に記載することに努めること。
- 2 本サービスマニュアルを確認のうえ、操作方法等の過誤により誤った出品や情報を発信しないこと。
- 3 出品した商品が購入予約された場合や購入が完了した場合の手続きなども速やかに行うこと。
- 4 出品した商品が販売されることなく、最終的にやむを得ず廃棄処分する場合などは速やかに出品削除を行うこと。
- 5 出品した商品が前条の基準に適合しないと本市が判断し、出品削除要請を行った場合には、速やかに従うこと。
- 6 その他、本サービス全体の評価を損なうような運用を行わないこと。

第8条（利用制限及び登録抹消）

本市は、登録事業者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、登録事業者

に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または登録事業者としての登録を抹消することができるものとします。

- 1 第2条、第5条及び第6条に定める事項に反すると判断された場合。
- 2 本市からの連絡に対し、一定期間返答がない場合。
- 3 その他、本市が本サービスの利用を適当でないと判断する場合。

第9条（退会）

- 1 登録事業者は、本市が定める退会手続きにより、本サービスから退会できるものとします。
- 2 登録事業者は、事業内容の変更、廃業等により本サービスの利用を停止する際は速やかに退会手続きを行うものとします。

第10条（保証の認否及び免責事項）

- 1 本市は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを保証していません。
- 2 本市は、本サービスに起因して登録事業者に生じるあらゆる損害について一切の責任を負いません。
- 3 本サービスによる売買トラブルについては、登録事業者と購入者（予約者を含む）との間で解決しなければなりません。

第11条（サービス内容の変更、中止）

本市は、登録事業者に通知することなく、本サービスの内容を変更または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって登録事業者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第12条（利用規約の変更）

本市は、必要と判断した場合には、登録事業者に通知することなく本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、本サービスを利用した場合には、当該登録事業者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第13条（個人情報の取り扱い）

本市は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、本サービスの運営に必要な範囲で利用し、また、仙台市個人情報保護条例（平成十六年仙台市条例第四十九号）及び関連法令に従い適切に管理するものとします。

第14条（権利義務の譲渡の禁止）

登録事業者は、本市の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。